

第107号議案

損害賠償の額の決定について

上記の議案を提出する。

平成21年6月9日

提出者 足立区長 近藤 弥生

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を次のとおり決定する。

記

1 損害賠償の額 10,386,272円

2 相手方の住所及び氏名

住所

氏名

親権者父

同 母

3 事件の概要

平成19年12月4日、みどり学童保育室の外遊び指導中、相手方がジャングルジムの中心、最上段から足を滑らし真下に転落した。コンクリート製の地面に顔面右上（こめかみあたり）を強打し、頭蓋骨骨折及び右耳超高度難聴を負った。

（提案理由）

みどり学童保育室の保育中の事故に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、区議会の議決を得る必要があるため、この案を提出いたします。